

議案第41号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月22日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係） 行政職給料表級別標準職務表		別表第2（第3条関係） 行政職給料表級別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
略	略	略	略
5 級	(1) 略	5 級	(1) 略
	(2) <u>出納室長補佐の職務</u>		(2) 略
	(3) 略		(3) 略
	(4) 略		(4) 略
	(5) 略		(5) 略
	(6) 略		

6 級	(7) 略	6 級	(6) 略
	(1) 略		(1) 略
	(2) 出納室長の職務		(2) 略
	(3) 略		(3) 略
	(4) 略		(4) 略
	(5) 略		(5) 略
	(6) 略		(6) 略
	(7) 困難な業務を処理する出納室長補佐の職務		(7) 略
	(8) 略		(8) 略
	(9) 略		(9) 略
7 級	(10) 略	7 級	(6) 略
	(1) 略		(7) 略
	(2) 高度の知識又は経験を必要とする出納室長の職務		(8) 略
	(3) 略		(1) 略
	(4) 略		(2) 略
8 級	(5) 略	8 級	(3) 略
	(1) 略		(4) 略
	(2) 特に高度の知識又は経験を必要とする出納室長の職務		(1) 略
	(3) 略		(2) 略
	(4) 略		(3) 略
	(5) 略		(4) 略

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

職 階	職 階	職 階	職 階
(1)		(1)	
(2)		(2)	
(3)		(3)	
(4)		(4)	
(5)		(5)	